

第12回 契約監視委員会 議事要旨

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園

1. 日時 2017年8月1日（火曜） 13:30～15:30
2. 場所 沖縄科学技術大学院大学カンファレンスセンター Meeting Room 1
3. 出席委員 大淵学委員、嘉川陽一委員、清水至委員、田中秀明委員、多田敏明委員

4. 議事概要

○ OIST 概要について

OIST 概要について、事務局より説明を行った。

○ 審議内容を踏まえた改善事項の報告について

これまでの審議内容を踏まえた改善事項の報告について、事務局より説明を行った。

○ 議題

(1) 審議案件の抽出について

崎濱委員が対象の456件から、契約方式別に3件の抽出を行った旨報告された。

(工事1件、役務2件)

議題案件抽出理由

担当委員：崎濱委員

【公共工事契約】

1. 一般競争入札：66番（沖縄科学技術大学院大学第4研究棟新営その他工事）
金額が約70億円に上る工事である。競争参加者数が1社だが、当初から1社だったのか。
競争環境をつくる工夫はなされたのか。その経緯を。

【物品役務契約等】

2. 一般競争入札：42番（ワークショップの宿泊施設手配業務）
競争環境が効いているように見えるが、その理由は。どのような方法でコストと質の確保
を図っているのか。競争参加者数が4社であるがA社に決まった理由はなにか。
リストの前後（40番、41番）のケータリングとの関連は。どのようなワークショップ
なのか、テーマ、期間、定期的なものかについても合わせてうかがいたい。

3. 随意契約：79番（学生用パソコン Mac Book Pro 16式の購入）

370番（学生用パソコン（Mac Book Pro）一式の購入）

一度に契約することはできなかったのか。79番と370番ではなぜ契約方法（特命随契
と見積もり合わせ）が異なるのか。

(2) 個別案件の審議について

1. 競争入札案件

① 沖縄科学技術大学院大学第4研究棟新営その他工事

<概要説明（事務局）>

- ・第4研究棟の躯体、内外装の工事。合計3回の入札を行った。
- ・1回目は、総合評価落札方式。入札公告期間中に4者より図面配付要請があり、複数業者による競争が成立すると予想されたが、締切時点で競争参加申請者がなかったため、不調として公告を取り下げた。不調となった理由を県内企業等にヒアリングし分析を行った。
- ・2回目の入札は、一般価格競争方式。工事費概算の変更はせず、競争参加条件のうち、要求する施工実績の難易度を緩和した。その結果、競争参加者は1者（1回目の入札で図面を要請した4者のうち2者がJVを組んだもの）あったが、応札価格と予定価格と大幅に乖離していたため不落となった。
- ・予定価格の見直しを行い、3回目の入札（一般価格競争方式）を行った。その結果、2回目の競争参加者1者（2者のJV）が落札し、契約締結。

委員会の意見・コメント	事務局の説明等
予定価格はどのように設定したのか。	不落時の見積書を分析し、単価を見直し、予定価格をたてた。
予定価格は学内で検討したのか。適正な単価を見積るには、どのような情報収集を行うのか。	応札者を含む複数の設計事務所にヒアリングを行い、県内や国内の状況について情報を収集した。また、外部コンサルタントにも分析を依頼した。それらの意見を踏まえ、内部で検討した結果、今回の予定価格とした。
今回の契約者が、過去に研究棟の建設を請け負ったことはあるか。	今回の契約者は、A社とB社のJVによるもの。A社は第2研究棟を、B社はエンジニアリングサポートビルディングの建設を受注した。
2回目の入札と3回目の入札を比較すると、入札額に約7億円の差がある。その理由は。	予定価格の見直しの際、単価だけではなく仕様の見直しを行ったためと考える。
平成28年度に本発注を行っているが、予算はどのような対処としているのか。	平成27年度の補正予算から4年の国庫債務負担行為、113億円が認められている。複数年契約できる財源としている。
沖縄県の場合、職人不足の問題に関して離島における案件では、職人の旅費を考慮するが、今回案件では同様の規定を設けているのか。	そのような規定は設けていない。県内で職人を調達することが難しいことは、ヒアリングにより認識していて、実情にあった調整を行っている。

委員会の意見・コメント	事務局の説明等
入札方法として、不落随契は考えなかったのか。	不落随契を行う場合、設計内容や条件を変更することできない。今回の場合、入札額と予定価格の開きが大きかったため、同一条件での随意契約は難しいと判断した。
2回目の入札時は、4回の入札があったが、3回目の入札は、1回で落札となったのか。	そのとおり。
3回目の入札の結果、入札価格と予定価格が近い。事前に応札者に予定価格が知られることはなかったか。	事前に予定価格を応札者が知り得たということはない。
ヒアリングで工期の短さを指摘されているが、仕様等を変更した際に工期を変更することはなかったのか。	今回の場合、職人不足の状態で行うには工期が短いということであった。一般的には、工期が長くなると費用も高くなる。

② ワークショップの宿泊施設手配業務

<概要説明（事務局）>

- ・ワークショップ等開催期間中に招聘者が滞在する宿泊施設を、通年の契約先として選定（一般価格競争入札）。
- ・2017年度に予定しているワークショップに対する予定宿泊数を予定数量とし、1泊あたりの単価契約とする役務提供契約を締結。
- ・ワークショップでは、著名な招聘者を迎えることが多くあり、価格に加え、宿泊施設の質の確保も選定基準とした。通常の入札参加基準としている全省庁統一資格C級以上、または同等の資格を有することに加え、英語対応審査、クレーム対応力調査を行い、合格基準をクリアした参加者のみ入札への参加を可能とした。
- ・近年、客室単価が上昇していることもあり、通年統一した単価で契約を締結することが難しく、価格の季節変動に対応できるようワークショップごとに価格を分割した。
- ・予定価格の積算方法は、各シーズン中に提供可能な1泊あたりの単価×予定宿泊数の価格を参考見積として取得し、比較した上で、より安価であった価格を予定価格とした。

（ケータリング手配業務との関連）

- ・ワークショップ開催期間中に提供する食事のケータリング手配を通年で単価契約。
- ・朝食・夕食・レセプション・ボックスミールの区分。
- ・世界中からの参加があるため、宗教上の理由から食事制限に関する個別対応が必要となる。そのため、夕食とレセプションに関しては、ビュッフェ形式にて提供し、食事を自由に選択することが可能。

- ・ 予定価格の積算は、予定数量をもとに提出してもらった参考見積を比較し、安価なものを予定価格とした。
- ・ 一般競争入札の結果、2者の参加があった。メインキャンパスとシーサイドハウスで契約を分けたが、いずれも落札者は同じ。（*宿泊施設手配業務の契約締結者とは異なる。）

委員会の意見・コメント	事務局の説明等
<p>宿泊のみのアウトソーシングか。 航空券手配などを含めた方が、手間を減らすことができるのではないか。</p>	<p>以前は、ワークショップの開催ごとに航空券、宿泊費、送迎等の手配をまとめて、都度アウトソーシングを行っていた。しかし、ワークショップの開催回数の増加し、個別対応が多いなどの理由から分けた経緯がある。</p>
<p>OIST が求める条件に見合うホテルは何軒あるのか。</p>	<p>本学から30分程度の範囲に4～5軒。</p>
<p>今後も、ワークショップの開催回数は増加が見込まれるのか。</p>	<p>増加傾向にある。</p>
<p>ワークショップの分野別に手配先を分割するなど、複数化も想定しているのか。</p>	<p>想定している。</p>
<p>航空券の手配は、どのように行っているのか。</p>	<p>契約している旅行代理店を通して OIST 側が手配をしている。 今年度からの取り組みとして、定額制とし、講師を除く参加者に手配をさせる方式を取り入れている。</p>
<p>OIST の立地条件を考えると、時期を問わず宿泊施設の調整は難しいのか。</p>	<p>入札時に、ワークショップの開催時期と想定利用人数を提示している。ホテルからも時期を分けて金額提示がある。</p>
<p>ホテルと直接契約するより、旅行会社に一括して手配を依頼する方が効率的、経済的ではないか。</p>	<p>現状では考えていない。 以前、旅行会社に調整を含めた手配を依頼していたが、時期によって旅行会社に断られるケースがあった。</p>

2. 随意契約方式

① 学生用パソコン Mac Book Pro 16 式の購入／一式の購入

<概要説明（事務局）>

- ・学生に対しノートパソコンを貸与している。
- ・ノートパソコンは、4年間の使用を想定し、故障等で使用不可となった場合、新しいものに交換。
- ・入学前の学生に対し、ノートパソコンの意向調査を行い、その結果に基づき必要な数量のPCを購入。
- ・購入した時点から保証期間が進行するため、まとめ買いをすると在庫を抱えるリスクがある。また、使用開始時期は同じでないため、必要数を必要な時期に購入することとしている。
- ・ノートパソコンの仕様として、4年保証を条件としており、それを満たすためには特殊な仕入れルートが必要とのことから供給者が限られていた。しかし、2017年以降、それまでの契約者以外の販売店でも4年保証を扱うことが可能になったことから、2017年以降の契約は見積合わせによるものとしている。

委員会の意見・コメント	事務局の説明等
保証というのは、メーカー保証を指すのか。	そのとおり。メーカー保証の延長である（3年+1年）。
今回の契約先以外に、延長保証を提供できる事業者（販売店）はなかったのか。	仕入れに条件に依るようで、延長保証を提供できる販売店は限られているようだ。
なぜ、4年保証が必要なのか。	アカデミックサービスセクションと調達セクションで協議し、カリキュラムから最低4年間はパソコンを使用するだろうと判断したため。
リース契約は使えないのか。	財源制約との兼ね合いもあるが、検討の余地はあると考える。

（3）OISTからの報告事項

① 調達手続きの改善計画について

<概要説明（事務局）>

PDCA サイクルを取り入れた調達手続き改善計画の策定について、実績や課題に基づいて検出された課題について、学園の事業計画との連動も含めて、前回までに委員より以下のご意見をいただいた。

- ・改善計画と事業計画の整合性の明確化
- ・目標、達成手段、評価仕様をたてて、客観的に分析検証することが大事
- ・検出した妥当な仮説と通常の手法との間の比較を行ってはどうか

- ・調達対象に対する満足度も重要な指標

- ・単純な数値の引き上げだけでは効果が上がらなかった例も多い

今回、具体的な課の業務目標を PDCA サイクルに当てはめ、特に「C」における評価項目の指標、過不足、数値化等の補強についてさらに意見を図りたい。

また、このようにして確立した PDCA サイクルの次の「P」をどのように次期事業計画に反映するか検討していきたい。

委員会の意見・コメント	事務局の説明等
今回抽出された契約以外も、PDCA 化するの か。	日常業務を除き、その方向で検討する。
全てを PDCA 化すればよいというものでも ない。吟味することも必要である。	—
「適正な実施の確保」は、どのように評価す るのか。何をもって達成されたとするの か。	—
—	「問題点（課題）」、「あるべき姿（ゴール）」、 「なにをやるのか（具体的なアクション）」 を明確化した上で、それに対する「何をもつ て達成したとするのか（評価項目）」を打ち 出していきたい。現状、定性的な表現が多 くなりがちで、どのように定量化した把握が 可能か悩んでいる。
定性的でもよい。なにをもって達成されたと するかを明確にしておくことが大事。 問題点や課題に対する姿勢が見えるとよい。 同時に、取り組みを行うことで生じるリスク やデメリットも認識されるべき。	どのような点にリスクがあり、取り組みに際 して注意すべきかという視点も取り入れた い。
2018年度事業計画に反映するとなれば、 2018年1月に、「次の P」が定められる というスケジュールか。	現実的には、そのようなタイムラインにな る。

② 試薬の調達について

<概要説明（事務局）>

- ・ゲノムや遺伝子の配列を読み解く機器で使用する、海外メーカー製の高額な専用試薬キットの調達。
- ・メーカーからエンドユーザーまで販路が制限されている状態で、総輸入元から沖縄地区

の販売元が1者に指定されている（沖縄特有のこと）。競争性がないことから、価格妥当性の検証が困難であった。

- ・首都圏の大学の場合、複数の商社を通じて試薬を購入することが可能であることに對し、なぜ OIST は競争によるメリットを受けるチャンスがないのか疑問が残った。
- ・前回の契約監視委員会で相談したところ、競争可否について地域差が出ていることは、当・不当の問題として消費者の立場から相談していくことが可能ではないかとアドバイスをいただき、総輸入元に問い合わせた。
- ・その結果、実績に応じた率のキャッシュバックの提案を得た。
- ・補助金執行ルールの範囲での実現可能性を確認し、民間企業等の事例を照会。当年度実績に応じた率を次年度単価契約に反映する案を検討し、現在照会中。

委員会の意見・コメント	事務局の説明等
翌期に実績(割引の還元)を持ち越すよりも、キャッシュバックの時期を年度内に実施する方が、会計上よりよい対応ではないか。	問題点は、個別取引と割引が一致しないという点にあるので、よりよい処理方法について、経理セクションや予算セクションと再度検証したい。
他地域の販売店は、沖縄に売ることができないのか。	そのとおり。 総輸入元により卸に制限がかかっている。

- (4) 次回の日程と案件抽出の当番委員について
事務局から、以下の日程を説明し、了承された。

2018年1月 東京開催予定

次回の抽出に関する当番委員は、清水委員の予定。

(崎濱委員→清水委員→大淵委員→多田委員→田中委員→滑川委員→嘉川委員)